

一般社団法人 S M E 日本支部の解散手続

一般社団法人の解散事由は、株式会社とほぼ同様で、一般社団法人も『社員総会の特別決議』で自主的に解散することが可能になっている。

3月の通例の社員総会と同時でなくても可

解散後に清算人による清算手続きが必要

一般社団法人の場合にも、株式会社と同様、解散後に清算手続きが必要で、清算手続きを行って清算終了になれば、法人格が消滅する。一般社団法人が解散すれば理事は退任することになるので、その後の清算手続きは清算人が行なう。清算人の職務は次のとおり。

① 現務の結了

これまで行ってきた法人の業務を終わらせる。

これ以降は清算業務のみしかできない。

② 債権の取立て及び債務の弁済

法人の債権があれば取り立てし、債務があれば債権者に弁済

③ 残余財産の引き渡し

債権・債務を整理してなお残余財産がある場合には、定款の定めに従って財産の帰属先に引き渡す。

これが厳格に運営されるので、事前検討が必要（清算法人の支出の妥当性）

S M E 日本支部では定款の第32条で定めている

社員総会の特別決議

一般社団法人の重要事項を決定する「社員総会」は、構成員である社員が一同に集まって決議を行う。

法人を解散させたい場合、この「社員総会」において社員の承認を得なければならない。

この承認決議は特別決議であることが必要。

1. 特別決議

社員数の半数以上（頭数）」「総社員の議決権の3分の2以上の賛成」が必要

規定にないが委任状がカウントされるか調べる必要

2. 清算人の選任

社員総会では一般社団法人を解散することの決議と合わせて、「清算人」を選任する。

清算人とは、解散後の法人の残務処理を行う人のこと

清算人には、社員総会の決議によって第三者を清算人に選任することも可能と規定

されているが、通常は社員の中から選任（通常理事と事務局長）

複数の清算人を選任し、清算人総会で代表清算人を選定

法人は解散したからといってすぐに消滅するわけではなく、清算法人として継続中の

業務があれば完結させ、法人名義の財産があれば処分したり、債務があれば弁済したり、その他にも、法務局への申請手続きや税務署等への解散届出、解散清算申告を行うなど、解散後の法人が行わなければならない事は沢山ある。

（清算年度を設定して決算をする）

清算人には、社員総会の決議によって第三者を清算人に選任することも可能と規定されているが、司法書士に依頼しなくて十分可能

法務局での手続き

解散前は代表理事が法人を代表していたが、解散後は清算人が解散法人を代表とする社員総会後（解散日後）2週間以内に、清算人が法務局へ解散及び清算人選任の登記申請を行う。

一般的には『解散』とひとくくりにされているが、厳密には3回の登記区分となっている。

1. 解散の登記の手続き

法務局での手続きについて

解散前は代表理事が法人を代表していたが、解散後は清算人が法人を代表する。

社員総会後（解散日後）2週間以内に、清算人が法務局へ解散及び清算人選任の登記申請を行う

① 解散登記

② 清算人選任の登記 同時に法務局へ申請する

この登記が完了すれば、登記簿謄本には法人が解散と清算人が登記

③ 清算終了登記

最初の登記が完了しただけでは法人は消滅せず、『清算手続き』を行い清算終了登記が完了するまで法人は清算の目的の範囲で存続――長期になる可能性

2. 一般社団法人の清算手続きについて

清算人は、就任後に清算手続き（清算事務）を開始する。

清算人は次の職務を行なう

① 現務の結了

法人がこれまで行ってきた事業を終了させること。

例えば、契約先との取引を終了、商品在庫の処分、従業員の雇用の解消など、事務所の閉鎖、必要書類の保管

② 債権の取立て及び債務の弁済

未回収の債権（売掛金等）があれば取り立て

未払いの債務（買掛金等）があれば返済

SME 日本支部名義の債権・債務がゼロになるように全ての財産を処分。

② 残余財産の引き渡し

債務を弁済してもなお残余財産が残っていれば、定款の定めに従い処分

また、清算人は法人の債権者に対して『債権者保護手続き』を行う

(SME は問題ないが、残れば定款 32 条規定どおり国庫に返納で OK)

③ 官報に法人が解散することを公告する

この官報へ「法人が解散するので一定の期間内に債権を申し出る事、その期間内に申し出がなければ清算から除斥されること」を掲載して、法人の債権者等の利害関係者に広く通知するため。→形式的に必要か？ 実態を調べる

注：清算事務年度について

法人の事業年度は 1 年だが、解散することにより事業年度が変わる。

事業年度の開始日から解散日までが『解散事業年度』となり、解散日の翌日から新しい『清算事業年度』が始まる。 清算終了登記まで続く

港税務署に清算法人報告の際に税務申告の方法を確認する

(精算終了登記に必要)

解散・清算に伴う各種届出

1. 法務局

総会決議後 2 週間以内に届け出

2. その他の手続

2-1 税務関係の手続き

- 港務署 東京都港税務所

解散したこと、清算したことの届出 清算の確定申告も必要

2-2 社会保険関係の手続き

- 年金事務所

SME 日本支部は必要？

2-3 働保関係の手続き

- ハローワーク、労働基準監督署
- SME 日本支部は必要？

解散及び清算人選任登記に必要となる書類

- 一般社団法人解散及び清算人選任登記申請書
- 定款
- 社員総会議事録

- 清算人の就任承諾書
- 別紙
 登記すべき事項があれば → 不明（SMEの場合は本部との関係を記す必要？）
- 印鑑届出書
- 清算人の印鑑証明書
 → SME日本支部の場合、どこまで必要か事前に法務局に確認要
 ネットにはサンプルが司法書士法人から発行されている（有料）
 法務局のHPに記載にありコピーしてある
 司法書士に依頼しなくても可能とネットには記載
 司法書士料金：12万円からとネットに司法書士事務所の記載

清算終了登記に必要となる書類

- 一般社団法人清算終了登記申請書
- 社員総会議事録
- 決算報告書（清算年度のもの）
- 別紙（登記すべき事項）

解散及び清算終了登記に必要な登録免許税等

- 登録免許税：解散及び清算人選任登記 39,000 円
- 登録免許税：清算終了登記 2,000 円
- 官報公告費用：約 40,000 円

--- 2025年8月31